特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
14	介護保険に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

下松市は、介護保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じることにより、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし

評価実施機関名

下松市長

公表日

令和8年10月14日

［令和6年10月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険に関する事務
②事務の概要	・介護保険法、その他の介護保険に関する法律及び条例に基づき、介護保険被保険者の資格管理、保険料の賦課徴収、要介護認定、受給者管理、給付管理とそれに関する調査を行っている。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に利用している。 ①介護保険資格の取得、喪失の決定 ②介護保険料額の算定 ③納入通知書による介護保険料額の通知 ④介護保険料の納入状況の管理 ⑤介護サービス受給のための要介護度の申請受付、認定、負担限度額認定、給付制限の実施 ⑥高額介護費等の介護給付の申請受付、決定の実施 ⑦介護保険に係わる証明書の発行 ⑧介護保険被保険者台帳の照会 ⑨情報提供に必要な情報を電子データで管理し保持する ・申請、届出等は窓口、郵送及びサービス検索・電子申請機能で受領する。 ・処分通知等は郵送、サービス検索・電子申請機能のお知らせ機能で通知する。
③システムの名称	介護保険システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能

2. 特定個人情報ファイル名
介護資格ファイル、介護保険料賦課・徴収ファイル、介護受給者台帳ファイル、介護給付実績ファイル、介護特別徴収対象者情報ファイル、宛名情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項　別表の100の項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 【情報提供】2,3,6,7,11,15,27,38,42,56,65,69,70,80,83,86,87,108,115,116,125,128,132,137,144,145,158,161の項 【情報照会】 131,132の項	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部　高齢福祉課
②所属長の役職名	高齢福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	下松市大手町三丁目3番3号　下松市役所　総務部　総務課　庶務文書係 電話　0833-45-1807　メール　soumu@city.kudamatsu.lg.jp
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	下松市大手町三丁目3番3号　下松市役所　健康福祉部　高齢福祉課　介護保険係 電話　0833-45-1831　メール　koureifukushi@city.kudamatsu.lg.jp
9. 規則第9条第2項の適用	[　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1万人以上10万人未満　]　＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和8年9月1日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　]　＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和8年9月1日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　]　＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		**[○]委託しない**
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		**[○]提供・移転しない**
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	**[ ]接続しない（入手）**	**[ ]接続しない（提供）**
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		**[　　]人手を介在させる作業はない**
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・特定個人情報の記載がある申請書等の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄	
9. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検　　[○] 内部監査　　[　　] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[　　十分に行っている　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		**[　　]全項目評価又は重点項目評価を実施する**
最も優先度が高いと考えられる対策	[9) 従業者に対する教育・啓発] ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守しており、ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年8月31日	Ⅰ関連情報 1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	・介護保険法、その他の介護保険に関する法律及び条例に基づき、介護保険料の資格管理、賦課徴収、受給者管理、給付管理とそれに関する調査を行っている。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に利用している。 ①介護保険資格の取得、喪失の決定 ②介護保険料額の算定 ③納入通知書による介護保険料額の通知 ④介護保険料の納入状況の管理 ⑤介護サービス受給のための要介護度の申請受付、認定、負担限度額認定、給付制限の実施 ⑥高額介護費等の介護給付の申請受付、決定の実施 ⑦介護保険に係わる証明書の発行 ⑧介護保険被保険者台帳の照会 ⑨情報提供に必要な情報を電子データで管理し保持する	・介護保険法、その他の介護保険に関する法律及び条例に基づき、介護保険被保険者の資格管理、保険料の賦課徴収、要介護認定、受給者管理、給付管理とそれに関する調査を行っている。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に利用している。 ①介護保険資格の取得、喪失の決定 ②介護保険料額の算定 ③納入通知書による介護保険料額の通知 ④介護保険料の納入状況の管理 ⑤介護サービス受給のための要介護度の申請受付、認定、負担限度額認定、給付制限の実施 ⑥高額介護費等の介護給付の申請受付、決定の実施 ⑦介護保険に係わる証明書の発行 ⑧介護保険被保険者台帳の照会 ⑨情報提供に必要な情報を電子データで管理し保持する ・申請、届出等は窓口、郵送及びサービス検索・電子申請機能で受領する。 ・処分通知等は郵送、マイナポータルのお知らせ機能で通知する。	事後	誤記修正、オンライン申請受付開始に伴う修正
令和5年8月31日	Ⅰ関連情報 1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	介護保険システム、中間サーバー	介護保険システム、中間サーバー、マイナポータル・ぴったりサービス（サービス検索・電子申請機能）	事後	オンライン申請受付開始に伴う修正
令和5年8月31日	Ⅰ関連情報 4．情報提供ネットワークシステムによる情報連携特定個 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号　別表第二 【情報提供】1,2,3,4,6,17,22,26,30,33,39,42,43,56の 2,58,61,62,80,81,87,88,90,94,95,97,109,117,120項 【情報照会】93,94項 平成26年内閣府・総務省令第7号 【情報提供】2,3,6,19,25,30,32,33,43,44,47条 【情報照会】46,47条	番号法第19条第8号　別表第二 【情報提供】 1,2,3,4,6,8.11,17,22,26,30,33,39,42,43,56の 2,58,61,62,80,81,87,88,90,94,95,97,108,109,117,120項 【情報照会】93,94項 平成26年内閣府・総務省令第7号 【情報提供】2,3,6,7,10,12の3,15,19,22の 2,25,30,31の2の2,32,33,43,43の2,44,44の 4,46,47,49,55,55の2,59の3条 【情報照会】46,47条	事後	法改正による変更及び定期見直しに係る修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年8月31日	Ⅰ関連情報 5．評価実施機関における担当部署 ①部署 ②所属長の役職名	健康福祉部長寿社会課 長寿社会課長	健康福祉部高齢福祉課 高齢福祉課長	事後	組織改正に伴う修正
令和5年8月31日	Ⅰ関連情報 7．特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	下松市大手町三丁目3番3号　下松市役所 健康福祉部　長寿社会課　介護保険係 電話　0833-45-1831 メール　chouju@city.kudamatsu.lg.jp	下松市大手町三丁目3番3号　下松市役所 健康福祉部　高齢福祉課　介護保険係 電話　0833-45-1831 メール　koureifukushi@city.kudamatsu.lg.jp	事後	組織改正に伴う修正
令和5年8月31日	Ⅰ関連情報 8．特定個人ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	下松市大手町三丁目3番3号　下松市役所 健康福祉部　長寿社会課　介護保険係 電話　0833-45-1831 メール　chouju@city.kudamatsu.lg.jp	下松市大手町三丁目3番3号　下松市役所 健康福祉部　高齢福祉課　介護保険係 電話　0833-45-1831 メール　koureifukushi@city.kudamatsu.lg.jp	事後	組織改正に伴う修正
令和5年8月31日	Ⅱしきい値判断項目 1．対象人数 いつ時点の計数か	平成31年1月1日時点	令和5年8月1日時点	事後	定期見直しに係る修正
令和5年8月31日	Ⅱしきい値判断項目 2．取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年1月1日時点	令和5年8月1日時点	事後	定期見直しに係る修正
令和7年5月31日	Ⅰ関連情報 3．個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項　別表第一　68項 平成26年内閣府・総務省令第5号第50条	番号法第9条第1項　別表の100の項	事後	法改正による変更
令和7年5月31日	Ⅰ関連情報 4．情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号　別表第二 【情報提供】 1,2,3,4,6,8,11,17,22,26,30,33,39,42,43,56の2,58,61,62,80,81,87,88,90,94,95,97,108,109,117,120項 【情報照会】93,94項 平成26年内閣府・総務省令第7号 【情報提供】2,3,6,7,10,12の3,15,19,22の2,25,30,31の2の2,32,33,43,43の2,44,44の4,46,47,49,55,55の2,59の3条 【情報照会】46,47条	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 【情報提供】 2,3,6,7,11,15,27,38,42,56,65,69,70,80,83,86,87,108,115,116,125,128,132,137,144,145,158,161の項 【情報照会】 131,132の項	事後	法改正による変更
令和7年5月31日	Ⅰ関連情報 7．特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	下松市大手町三丁目3番3号　下松市役所 健康福祉部　高齢福祉課　介護保険係 電話　0833-45-1831　メール koureifukushi@city.kudamatsu.lg.jp	下松市大手町三丁目3番3号　下松市役所 総務部　総務課　庶務文書係 電話　0833-45-1807　メール soumu@city.kudamatsu.lg.jp	事後	定期見直しに係る修正
令和7年5月31日	Ⅱしきい値判断項目 1．対象人数 いつ時点の計数か	令和5年8月1日時点	令和7年5月1日時点	事後	定期見直しに係る修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年5月31日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年8月1日時点	令和7年5月1日時点	事後	定期見直しに係る修正
令和7年5月31日	Ⅳリスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	―	十分である	事後	様式の変更による追加
令和7年5月31日	Ⅳリスク対策 8. 人手を介在させる作業 判断の根拠	―	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・特定個人情報の記載がある申請書等の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄	事後	様式の変更による追加
令和7年5月31日	Ⅳリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 最も優先度が高いと考えられる対策	―	9） 従業者に対する教育・啓発	事後	様式の変更による追加
令和7年5月31日	Ⅳリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】	―	十分である	事後	様式の変更による追加
令和7年5月31日	Ⅳリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 判断の根拠	―	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守しており、ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	事後	様式の変更による追加

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年9月30日	Ⅰ関連情報 1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	・介護保険法、その他の介護保険に関する法律及び条例に基づき、介護保険被保険者の資格管理、保険料の賦課徴収、要介護認定、受給者管理、給付管理とそれに関する調査を行っている。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に利用している。 ①介護保険資格の取得、喪失の決定 ②介護保険料額の算定 ③納入通知書による介護保険料額の通知 ④介護保険料の納入状況の管理 ⑤介護サービス受給のための要介護度の申請受付、認定、負担限度額認定、給付制限の実施 ⑥高額介護費等の介護給付の申請受付、決定の実施 ⑦介護保険に係わる証明書の発行 ⑧介護保険被保険者台帳の照会 ⑨情報提供に必要な情報を電子データで管理し保持する ・申請、届出等は窓口、郵送及びサービス検索・電子申請機能で受領する。 ・処分通知等は郵送、マイナポータルのお知らせ機能で通知する。	・介護保険法、その他の介護保険に関する法律及び条例に基づき、介護保険被保険者の資格管理、保険料の賦課徴収、要介護認定、受給者管理、給付管理とそれに関する調査を行っている。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に利用している。 ①介護保険資格の取得、喪失の決定 ②介護保険料額の算定 ③納入通知書による介護保険料額の通知 ④介護保険料の納入状況の管理 ⑤介護サービス受給のための要介護度の申請受付、認定、負担限度額認定、給付制限の実施 ⑥高額介護費等の介護給付の申請受付、決定の実施 ⑦介護保険に係わる証明書の発行 ⑧介護保険被保険者台帳の照会 ⑨情報提供に必要な情報を電子データで管理し保持する ・申請、届出等は窓口、郵送及びサービス検索・電子申請機能で受領する。 ・処分通知等は郵送、サービス検索・電子申請機能のお知らせ機能で通知する。	事前	ぴったりサービスから次期オンライン申請サービスへの移行に係る修正
令和8年9月30日	Ⅰ関連情報 1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	介護保険システム、中間サーバー、マイナポータル・ぴったりサービス（サービス検索・電子申請機能）	介護保険システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能	事前	ぴったりサービスから次期オンライン申請サービスへの移行に係る修正
令和8年9月30日	Ⅱしきい値判断項目 1．対象人数 いつ時点の計数か	令和7年5月1日時点	令和8年9月1日時点	事後	定期見直しに係る修正
令和8年9月30日	Ⅱしきい値判断項目 2．取扱者数 いつ時点の計数か	令和7年5月1日時点	令和8年9月1日時点	事後	定期見直しに係る修正